

別表第1 民間企業の役職段階と公務の職務の級の対応関係

行政職給料表

公務の 職務の級	民 間 企 業	
	企業規模 500 人以上 の事業所	企業規模 100 人以上 500 人未満の事業所
9 級	支店長、工場長、部長、部次長	
8 級	課長	支店長、工場長、部長、部次長
7 級		
6 級	課長代理	課長
5 級		
4 級	係長	課長代理
3 級		係長
2 級	主任	主任
1 級	係員	係員

別表第2 職員給与と民間給与との較差

民 間 従 業 員 の 給 与 ①	3 9 7 , 9 9 7 円
職 員 の 給 与 ②	3 8 5 , 7 6 8 円
較 差 ①－② (円) $\left[\frac{①-②}{②} \times 100 \right] (\%)$	1 2 , 2 2 9 円 (3 . 1 7 %)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第3 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下 半 期 (A1)	3 4 8 , 8 8 0 円
	上 半 期 (A2)	3 6 2 , 8 4 9 円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B1)	8 2 9 , 4 8 4 円
	上 半 期 (B2)	8 4 6 , 1 2 1 円
特 別 給 の 支 給 割 合	下 半 期 (B1/A1)	2 . 3 8 月分
	上 半 期 (B2/A2)	2 . 3 3 月分
年 間 計		4 . 7 1 月分

(注) 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.65月である。

別表第4 令和9年度の地域手当の級地別支給割合

都道府県	支給地域	級地	支給割合
富山県	富山市	4パーセント級地	100分の4
石川県	金沢市	4パーセント級地	100分の4
長野県	長野市	4パーセント級地	100分の4
愛知県	一宮市、小牧市	8パーセント級地	100分の8
その他人事委員会が認める地域		地域ごとに人事委員会が定める級地	－